

美濃加茂市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
同条第 1 項及び第 5 項の規定による令和 4 年度工事監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 27 日

美濃加茂市監査委員	田 中 昭 則
同	永 田 徳 男

令和 4 年度 工事監査結果報告書

1 監査の範囲

- (1) 監査種類 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項
及び第 5 項の規定による監査
- (2) 監査対象 令和 4 年度 第 2 分団 2 班消防車庫建替本体工事
所管課 総務部防災安全課、経営企画部施設経営課
- (3) 監査日 令和 5 年 1 月 19 日(木)
- (4) 着眼点 工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。
- (5) 監査方法 美濃加茂市監査基準(令和 2 年美濃加茂市監査委員告示
第 1 号)に準拠し関係書類の審査及び工事現場の実地調査
を行った。なお、工事監査は、技術的観点からの専門知識
を必要とするため公益社団法人大阪技術振興協会に工事技
術調査の業務を委託して実施した。

2 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、技術的な所見は、工事技術調査結果報告書のとおりである。

なお、同報告書の文中にある点線で示した下線部分は、今後に向けての提案事項であり、実線部分で示した次のことについては、その対応方法等を検討されたい。

- (1) 受注者は、法定外保険、賠償責任保険等に参加していた。
「美濃加茂市工事請負契約約款」第 58 条（火災保険等）第 3 項より、
「直ちにその旨を項に通知」と記されており、更新（令和 5 年 7 月 1 日）

控えを提出させること。

(2) 正面 2 階の網戸のキズがあり、交換されると良い。

(3) 柱状改良 $\phi 1,000\text{mm}$ の施工データを整理しておくこと。

(削孔深度、トルク値、アンメータデータ等)

(4) 鉄筋圧接の検査記録を整理しておくこと。(非破壊検査記録等)

美濃加茂市

令和 4 年度 工事技術調査結果報告書

令和 5 年 2 月 1 4 日（火）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和 5 年 1 月 1 9 日（木）

場 所：美濃加茂市役所本庁舎 3 階第 3 会議室及び工事現場

監査執行者：美濃加茂市代表監査委員	（識見）	田 中 昭 則
〃 監査委員	（議選）	永 田 徳 男
調査立会者：監査委員事務局	局長	安 田 智 洋
〃	係員	櫻 井 晴 美

調査対象工事

消施第 2 号 第 2 分団 2 班消防車庫建替本体工事

1 工事内容説明者

調査出席者

総務部	防災安全課	課長補佐	亘	弘二
経営企画部	施設経営課	課長	酒向	省吾
〃	〃	建築係 課長補佐	丹羽	泰成
〃	〃	〃 主任	納土	拓
経営企画部	財政課	検査監	坪井	勤

工事請負者

株式会社ワタケン・ホーム

現場代理人（主任技術者） 酒向 大輝

2 工事概要

- (1) 工事場所 : 美濃加茂市森山町1丁目381番地26号
(第2分団2班消防車庫)

(2) 工事内容

昭和61年築の本施設は、内部天井ボードの落下や、トイレ、水道等の設備が無いなど、老朽化や設備機能不足の状態であった。災害時における消防団の円滑な機能を確保するため、消防車庫の建替を実施する。

ア 工事概要

◇消防車庫 新設工事

敷地面積：285.51㎡ 建築面積：46.60㎡ 延床面積：90.72㎡

構造：鉄骨造2階建て 基礎：RC独立基礎、地中梁

屋根・外壁：ガルバリウム鋼板

床：長尺シート 壁：クロス、石膏ボード素地他

◇ホース乾燥塔 新設工事

高さ：GLより12m 形式：手動ウインチ式、ホース6本吊り（2か所）

◇駐車場整備工事

アスファルト舗装（196㎡程度）、白線ライン引き、車止め

◇既存解体工事（消防車庫、ホース乾燥塔）

・消防車庫

延床面積：42.25㎡程度 構造：鉄骨造平屋建て

・ホース乾燥塔

かご付きコンクリート柱形式、高さ：GLより11.6m程度

(3) 工事請負業者

株式会社ワタケン・ホーム

【第1回目で落札】

「指名競争入札(12者参加) 4者応札・7者辞退・1者不着、予定価格事前公表」

(4) 設計及び工事監理

設計：株式会社歩設計

工事監理：株式会社山田建築事務所

(5) 事業費

変更金額

設計額等(税込) 34,442,100円 37,045,800円

請負金額(税込) 34,100,000円 36,677,300円

(うち消費税及び地方消費税額 3,100,000円) (うち消費税及び地方消費税額 3,334,300円)

落札率：99.0%

(6) 工事期間

令和4年6月8日から令和5年1月31日まで

(7) 進捗状況 (令和4年12月末日現在)

計画出来高 99.29% 実施出来高 99.29% 【計画どおり】

(8) 工事監督員

建設業法第19条の2第2項より、受注者に書面通知していた。適正であった。

総括監督員 経営企画部 施設経営課 酒向 省吾

主任監督員 〃 丹羽 泰成

一般監督員 〃 納土 拓

3 調査所見

3-1 書類関係

- (1) 地方自治法金銭的保証制度(地方自治法第234条の2関係)として、履行保証制度^{※1}の活用が図れている。なお、契約保証金については、契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

ア 契約保証

3,410,000円

【株式会社大垣共立銀行 美濃加茂支店 請負金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金請求なく、支払いなし。

(2) 入札状況について

本工事については、「指名競争入札」に付されていた。

【建築一式工事】

「美濃加茂市競争入札参加者選定要綱」、「美濃加茂市指名業者選定委員会要綱」「美濃加茂市入札事務処理要綱」により、また、地方自治法施行令第 167 条の 4 並びに同令第 167 条の 11、美濃加茂市契約規則による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正に執行していた。また、「工事の請負契約等に係る入札結果等公表要綱」に基づき、予定価格を事前公表し、入札に際しては、内訳書の提出を義務付けていた。

・ 指名通知日 令和 4 年 5 月 10 日

・ 開札日 令和 4 年 6 月 1 日

本工事の入札への見積もり期間：令和 4 年 5 月 11 日～令和 4 年 5 月 31 日

建設業法第 20 条第 4 項、建設業法施行令第 6 条第 2 項に規定された必要な見積期間（予定価格 5000 万円未満は、（通知～応札期間 10 日以上））が確保されていた。適正であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「工事請負契約約款（令和 3 年 6 月 1 日改正）」に基づき、適切に締結されていた。

(4) 現場代理人及び主任技術者届

現場代理人・主任技術者届は、適正に作成され、整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度^{※2}への加入があり、掛金収納書を確認し適正であった。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

(6) 工事保険契約

受注者は、法定外保険、賠償責任保険等に参加していた。

「美濃加茂市工事請負契約約款」第 58 条（火災保険等）第 3 項より、「直ちにその旨を甲に通知」と記されており、更新（令和 5 年 7 月 1 日）控えを提出させること。

第 58 条

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、**建設工事保険その他の保険**（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを**直ちに発注者に提示**しなければならない。

3. 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、**直ちにその旨を発注者に通知**しなければならない。

3-2 計画・設計・積算に関する書類

(1) 計画について

本工事は、株式会社歩設計にて行っており、災害時における消防団の円滑な機能を確保する適切に計画設計を実施していた。

(2) 設計に関する書類

ア 設計方針

消防器具類が保管できる十分なスペースと、消防団員の動線が確保できるレイアウトを計画する。限りある敷地を有効に活用するため、2階建てとする。

イ 設計について

本工事設計は、株式会社歩設計に、「設計業務委託」していた。

設計図書は、適正に整備されていた。

図面及び設計数量等は、照査設計者、監督職員チェックを実施しており、適正に作成し、設計は適切である。

(計画、調査、実施設計に使用した基準、指針)

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事標準仕様書	国交省官房官庁営繕部	平成31年版
2	建築工事監理指針	同上	平成31年版
3	建築物解体工事共通仕様書・同解説	同上	令和2年版
4	建築基準法・同施行令・告示等		

(3) 工事積算

【コスト縮減】

令和4年3月の公共工事適正化推進委員会に諮り、設計内容の点検を実施。

ア 積算に関する書類

積算基準は、「公共建築工事積算基準」、「建築数量積算基準」、に準拠し適切に算出されていた。

また、市販刊行物の『建築コスト情報』、『建築施工単価』、『建設物価』、『積算資料』を用い適正に算出していた。

刊行物に記載されていない「物価資料によらない」場合は、原則見積り3者以上の見積りを徴収し、見積徴収した比較一覧表など積算の妥当性を示す根拠は、分かり易く整理され、本工事の採用単価としていた。適正に積算していた。

◇数量算出・照査方法

公共建築工事積算基準、建築数量積算基準・同解説に定める基準により算出。

原則以下の順番をルールとしている。

①公的単価（物価版、積算資料等）

②見積もり（3社以上の比較で最安値を採用。実勢に応じ掛け率を適用。）

イ 工事設計書

「工事設計書」（単価適用年月日：令和4年4月）をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

(単価、歩掛、積算、設計書作成に使用した基準、指針)

No	図書の内容	著者	発行年月日
1	公共建築工事積算基準	国交省大臣官房技術調査課	令和3年版
2	建築数量積算基準・同解説	建築コスト管理システム研究所	平成29年版
3	建築コスト情報	建設物価調査会	2022年冬
4	建築施工単価	経済調査会	2022年冬
5	建設物価	建設物価調査会	2022年2月
6	積算資料	経済調査会	2022年2月

ウ 設計変更

・外部アスファルト舗装範囲を拡大した。

設計額等（税込） 34,442,100 円⇒37,045,800 円（令和4年12月19日変更）

3-3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓され、分かりやすいファイリングであった。

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書、諸官庁への届出は、適正に提出させていた。適正であった。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出していた。

（令和 4 年 10 月 11 日まで 4 回提出）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条」、「建設業法第 24 条の 8」及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日付け建設省建設経済局長通知）により元方事業者からの下請契約の状況を確認しておく必要がある。

【参考】施工体制台帳等に関して関係法令に規定されている内容

- | | |
|--|---|
| ○ 施工体制台帳の記載内容と添付書類 | （建設業法施行規則第 14 条の 2） |
| ○ 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。 | |
| | （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項） |
| ○ 公共工事においては、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。 | |
| | （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項で準用する建設業法第 24 条の 8） |
| ○ <u>施工体制台帳は、工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。</u> | |
| | （建設業法第 24 条の 8） |
| ○ 施工体制台帳は、帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。 | |
| | （建設業法第 40 条の 3、同施行規則第 26 条、第 28 条） |

「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）令和4年4月1日一部改訂」より

【Q：1】 施工体制台帳に係る元請の義務について

施工体制台帳に関して、元請としてはどのような義務があるか。

【A】

1 施工体制台帳を作成する義務、工事現場ごとに備え置く義務

建設工事を発注者から直接請け負った建設業者（＝作成建設業者）は、工事全体の施工の管理の状況が分かる施工体制台帳の「作成」及び「工事現場ごとに備え置く」ことが義務付けられている。

＜建設業法第24条の8第1項＞

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

※公共工事の人札及び契約の適正化の促進に関する法律（第15条第1項）

特定建設業者＝建設業者

締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上になる＝下請契約を締結した

2 施工体制台帳の写しを発注者に提出する義務

上記1に加え、平成13年4月1日から施行された適正化法（※3）に基づき、公共工事について、施工体制台帳の「写しを発注者に提出する」ことが義務付けられている。

（※3）適正化法とは「公共工事の人札及び契約の適正化の促進に関する法律」をいう。

＜「公共工事の人札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第2項＞

公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。

この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

3 「発注者の点検に応ずる」旨の義務

受注者は、発注者から工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

＜「公共工事の人札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第3項＞

前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において、「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

【Q：2】施工体制台帳の添付書類について

施工体制台帳に添付すべき書類は何か。また、どのようにチェックするのか。

【A】

- 1 施工体制台帳に添付すべき書類については、建設業法施行規則第14条の2第2項で、規定されている。また、再下請負通知書に添付すべき書類について建設業法施行規則第14条の4第3項で規定されている。具体的には、以下のとおり。

- (1) 愛知県と元請業者との契約書の写し
- (2) 下請負契約書の写し
- (3) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
- (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- (5) 監理技術者補佐（配置する場合）の資格及び雇用を証する書面
- (6) 専門技術者（配置が必要な場合）の資格及び雇用を証する書面
- (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し

【参考】（建設業法第40条の3、建設業施行規則第26条第2項三、建設業施行規則第28条）

- ① 工事現場における建設業許可証の掲示義務は、元請けのみで良い。
- ② 施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化された。
- ③ 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録を促すこと。
- ④ 社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめ、労働者単位での加入確認を徹底。また、建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報に基づき作成した作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化。
- ⑤ 元請は下請に対し、下請と個人事業主（一人親方）との関係を記載した再下請負通知書の提出を求める。
- ⑥ 一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成することも加える。

(4) 工程表

施工計画に実施工程表が作成・提出され整備されていた。
毎月の履行報告書を請負業者に提出させていた。適正であった。

(5) 設計照査

「設計図書の照査に関する確認報告書」が、受注者から提出されていた。適正であった。

【参照 設計図書の照査ガイドライン：国土交通省中部地方整備局】

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

契約書第 18 条（条件変更）に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合。」

②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

請負者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と請負者の責任範囲が具体的に明示されてなかった為、解釈の違いにより工事請負者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。このため、中部地方整備局において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成されている。

(6) 履行報告書

履行報告書は、表紙と計画出来高と実施出来高を色分けし、月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。適正であった。

(7) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき分かりやすく適切に作成されていた。

受注者作成、市職員監督員の適正な管理がなされていた。

(参考：事前本工事技術調査時の確認書類)

着 工 前 書 類	着 工 後 書 類
工事の背景、目的及び設計方針	
	監督員通知書
事前調査報告(測量、地質、水理、環境、支障物件等)	監理及び管理工程表
事前打合せ報告(道路、交差点、河川、近接、港湾)	労災保険、上乘保険、賠償保険
	建設業・土木・組立・火災保険
構造計算書（設計指針等リスト共）	建設業退職金共済掛金収納書
	施工計画書、実施工程表
実施設計図	施工体制台帳、施工体系図
数量計算書	緊急時連絡体制図
設計内訳書（積算書及び根拠リスト共）	建設業の許可票、労災保険関係成立票
	建築確認申請票
工事施工伺	
入札（見積）説明記録	
	安全衛生関係記録
入札関係記録（予定価格決定書、入札結果一覧表等）	
	材料試験・検査関係記録
工事請負契約書	施工試験・検査関係記録
履行保証保険証券等	工事打合せ記録
工事着工届	
全体工程表	工事記録写真
現場代理人及び主任（監理）技術者届	廃棄物処理関係書類
各管理者との協議書	契約変更（設計・工期）に関する書類
その他	その他

3－4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、

再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（平成 14 年 4 月 1 日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていた。

(2) 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されているとのことである。

(3) 現在までの廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項 目	産 業 廃 棄 物		土 捨	
1	産業廃棄物種類	アスファルトがら	コンクリートがら	建設汚泥	
2	委託契約書(有/無)	有	有	有	
3	処分業許可証(有/無)	有	有	有	
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有	有	
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有	有	
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有	有	

(4) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 5 条 2 項」に該当する。「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させていた。

・建設副産物情報交換システム 工事ID 11952691を確認した。

【参考】「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS／コブリス）」により作成する。 <https://www.recycle.jacic.or.jp>

・次のものを添付する。

ア 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し

イ 収集運搬、処理業者の許可証の写し（受注者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの）

ウ 廃棄物処理委託契約書の写し（受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの）

エ 受注者が契約した処分場までの運搬ルート図 写し COBRIS 登録

オ 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者（処分施設）を記載した表（フロー図等）

カ 収集運搬業者の運搬車両一覧表

・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第 7 条第 1 項、同条例施行規則第 3 条各項の規定により、工事請負契約時にリサイクル法による説明を行った場合で、処理を説明書に記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変更が必要となる。

3-5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 本工事は、施工計画を含め安全管理のための書類の確認をした。組織図、緊急時連絡体制図、朝礼、作業打合せ、危険予知訓練活動、安全パトロール実施など、書類は整備されていた。
- (3) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
 - ・「安全作業指示書・安全日誌」
 - ・「KYミーティング日報」
 - ・「新規入場者申告票」
- (4) 標準仕様書どおり、月1回4時間以上の安全教育・訓練、安全パトロール点検の実施を全社体制で取り組んでいる。実施票を確認できなかったが、適切であるとのことである。

4 現場施工状況調査における所見

現場は、適切な管理状態であった。また、周辺環境への対応も適切で、良好な管理活動で推移しているものと思われた。

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) JR側の法面からの土砂流出に対する措置を一考されると良い。
- (3) 正面2階の網戸のキズがあり、交換されると良い。
- (4) 雨天時の雨水排水（舗装も含め）確認されること。
- (5) 柱状改良φ1,000mmの施工データを整理しておくこと。
（削孔深度、トルク値、アンメータデータ等）
- (6) 鉄筋圧接の検査記録を整理しておくこと。（非破壊検査記録等）
- (7) 解体工事、石綿の処分（最終）他の確認を受注者にさせておくこと。

5 技術調査全般

本工事について工事技術調査を行った結果、監督員の関与及び指示が明確であり、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な管理状態であった。

受注者からの施工に伴う提出書類は、分かりやすく適切に提出させていた。

施工及び工事監理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

発注者は指導的立場により、監督員が適切な指示・指導を行い、整備された管理状態を継続されたい。

今回は全体のサンプリング調査であり詳細まで検証することができなかったが、現場での施工管理は、適切な処置がなされ良好な施工状態であった。

安全管理体制の充実に図り、無事故、無災害完成をお願いします。

以 上

文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案